

「世田谷区世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金」Q & A

I 事業概要について

1	事業の概要を教えてください。	近年の物価・光熱費の高騰による高齢者施設への影響を踏まえ、都の介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業の対象外となっている地域密着型サービス事業所へ物価高騰対策支援事業を実施するものです。
2	申請手続き等の詳細について、確認する方法はありますか。	区ホームページで確認することができます。（ページID:29222）
3	なぜ東京都は地域密着型サービス事業所に給付しないのでしょうか。	地域密着型は区市町村が指定・監督する制度であるため、直接支援する傾向にありません。
3	昨年度、世田谷区において実施した「介護サービス事業者への緊急安定経営事業者支援給付金」と同規模の給付を今年度は行わないのでしょうか。	昨年度と同規模の給付を行う予定はありません。今年度は、地域密着型サービス事業所が都の介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業の対象外となっていることから、地域密着型サービス事業所を対象にした物価高騰緊急対策給付を行います。

II 対象事業所について

4	地域密着型特養における「対象者」とは何ですか？	「対象者」とは、介護保険法に基づく特定入所者介護サービス費の対象となる入所者、つまり低所得で食費・居住費の負担軽減措置を受けている減免対象者のことです。
5	なぜ対象者のみなのでしょうか？	都の物価高騰対策緊急事業の対象者の考え方倣っているためです。
6	要支援者等に対するサービス提供は対象となりますか。	地域密着型介護予防サービスは対象となります。なお、総合事業は対象外です。
7	小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の場合、給付金を算定する上での利用定員は、登録定員、通いサービスの定員、宿泊定員のどれになりますか。	通いサービスの定員となります。なお、同時間帯に別箇所でそれぞれサービス提供を行っている場合は、各箇所のサービス定員を合計した最大人数が定員となります。
8	利用定員数を給付額算定の基礎とするサービス種別の利用定員数の考え方は、事業者の任意の数ということでしょうか。	東京都又は世田谷区に届出された基準日（令和7年11月1日）時点での利用定員数を上限とします。
9	世田谷区外に所在し、世田谷区民にサービス提供している事業所は対象となりますか。	世田谷区内に所在する事業所が対象のため、世田谷区以外に所在する事業所は対象なりません。

「世田谷区世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金」 Q & A

10	世田谷区内にあるサテライト型の事業所は対象になりますか。	定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護については対象となります。 地域密着型通所介護、小規模多機能、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設は、施設に世田谷区の被保険者が入所、入居又は通所している場合に対象となります。
11	給付金申請日時点で既に事業所は廃止となっているが、令和7年度に事業を実施していた月があれば対象となりますか。	基準日である令和7年11月1日時点で事業を運営していたかどうかによって異なります。廃止日が令和7年10月31日以前であれば対象にはなりません。廃止日が令和7年11月1日以降であれば対象となります。ただしこの場合、廃止後においても運営事業者（法人）が存続していることが前提です。また、給付金の交付方法は運営事業者名義の口座への振込みとなるため、使用できる口座をご用意いただく必要があります。
12	給付金申請日時点で休止中の事業所については、対象になりますか。	基準日である令和7年11月1日時点で営業していた場合は、対象となります。
13	これから世田谷区内で事業所を新規開設する予定ですが、対象になりますか。	基準日である令和7年11月1日時点において指定、許可又は認可をされていない事業所等は対象外です。
14	世田谷区内で事業所を開設して間もない場合でも、対象になりますか。	令和7年4月から令和7年11月までの期間において、世田谷区の被保険者に対して介護報酬の算定を伴うサービス提供の実績がある地域密着型サービス事業者については、対象となります。

III 申請手続きについて

15	申請書類を窓口に持参して、内容を確認してもらう必要がありますか。	不明な点は担当者から電話等で確認させていただきますので、必ずしも窓口にお越しいただく必要はありません。申請期限の令和8年2月13日（金）までに郵送でご提出ください。
----	----------------------------------	--

(1) 申請書

16	申請書に押印は必要ですか。	「世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金交付申請書兼請求書」に法人代表者印の押印をお願いします。
----	---------------	--

「世田谷区世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金」Q & A

17	同封している申請書等の内容が、現状と違う場合はどうのようにすればよいでしょうか。	区HPの申請書等をダウンロードして、必要事項を記載・押印いただきか、送付された申請書を直接修正の上ご提出ください。なお、送付された申請書を直接修正する場合は、必ず訂正印の押印をお願いします。
18	振込先金融機関及び口座情報に記載する振込先口座の名義は、法人名義のものと各事業所名義のもの、どちらのものであっても問題ないですか。	申請者（法人）名義のもの（口座名義人に法人名の記載のあるもの）に限ります。
19	給付金の入金後、給付金の使途等を報告する必要がありますか。	給付金の交付後の実績報告等の提出は不要ですが、アンケート的回答にご協力ください。（Logoフォームよりサービス種別ごとにご回答ください。電子データの回答ができない場合は、区HPに添付しているアンケート用紙を郵送によりご提出ください。）
20	入金予定の口座が仮想口座等のため、通帳やキャッシュカードがない場合どのように対応したらよいですか。	入金予定の口座が仮想口座等のため、通帳やキャッシュカードが添付できない場合は、取引証明書や口座証明書など入金先を証明できるものを添付してください。
21	その他添付資料として、介護報酬算定状況を確認できる資料を必要とする場合、運営期間の利用者全員分を提出する必要がありますか。	令和7年4月から11月までのいずれかの月で、世田谷区の被保険者1名分の資料の提出のみで構いません。この場合、介護保険被保険者番号を確認できる状態にして提出してください。

V その他

22	質問がある場合は、どこに問い合わせればよいですか。	ご不明な点等がある場合は、問合せフォーム（Logoフォーム）より必要事項や質問内容を記入し、お問合せをお願いいたします。内容確認後、電話またはメールにて回答いたします。
23	単価の設定方法を教えてください。	都の物価高騰対策緊急事業の単価設定に倣っています。
24	なぜ9か月分なのでしょうか？	都の物価高騰対策緊急事業の対象期間に倣っているためです。
25	給付金はいつ頃入金されますか。	区において申請書類を審査の上、給付が可能であると判断した場合は、交付決定通知をお送りします。給付金は交付決定通知後、申請順に応じて2月末または3月末にご指定の口座に振り込みます。

「世田谷区世田谷区地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業給付金」 Q & A

26 現金での給付金交付には対応していますか。

銀行等口座への振込の方法以外の交付には対応できません。